

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	○ 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う 家畜等の移動等の禁止 【告 示】
		担当課（室）	畜産課
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第二十一号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項及び家畜伝染病予防法施行細則（昭和三十一年岡山県規則第四十号）第十条の規定により、笠岡市で発生した高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜等の移動等を次のとおり禁止する。

平成二十七年一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 移動等の禁止の対象となる家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥、それらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品（家畜伝染病予防法第五十三条第三項の家畜防疫員が当該病原体をまん延させるおそれがないと認めたものを除く。以下「禁止対象家畜等」という。）

二 移動等の禁止の内容及び対象となる区域

1 次の区域内に現に存する禁止対象家畜等について、その移動を禁止する。

笠岡市（小平井（県道四八号線より北側の区域に限る。）、新賀（県道四八号線より西側の区域に限る。）、西大戸、入田、走出（池平より南側かつ井立池より南側かつ市道走出二〇五号金色谷線より南側の区域に限る。）、東大戸、吉田（県道四八号線より西側の区域に限る。）及びみの越の区域に限る。）及び井原市（岩倉町（県道二九〇号線より南側の区域に限る。）、上稲木町（県道三号線より東側の区域に限る。）、木之子町（稲木川より南側かつ円地以南の区域に限る。）、下稲木町（県道二九〇号線より南側の区域に限る。）、西方町（稲木川より南側の区域に限る。）及び門田町の区域に限る。）の区域

2 次の区域内に現に存する禁止対象家畜等について、当該区域外への移出を禁止する。

笠岡市（小平井（県道四八号線より南側の区域に限る。）、新賀（県道四八号線より東側の区域に限る。）、走出（池平以北、井立池以北又は市道走出二〇五号金色谷線以北の区域に限る。）、吉田（県道四八号線より東側の区域に限る。）、大河、篠坂、関戸、園井、大井南、山口、吉浜、相生、旭が丘、有田、一番町、今立、入江、絵師、生江浜、大宜、大島中、尾坂、押撫、笠岡、春日台、金浦、九番町、鋼管町、甲弩、五番町、三番町、七番町、新横島、十一番町、十番町、富岡、西大島

（県道四〇六号線より南側の区域に限る。）、西大島新田、二番町、八番町、広浜、馬飼、緑町、美の浜、用之江、茂平、横島、四番町、六番町、城見台、西茂平、港町、カブト中央町、カブト西町、カブト東町、カブト南町、拓海町、平成町及び中央町の区域に限る。）、井原市（岩倉町（県道二九〇号線より北側の区域に限る。）、上稲木町（県道三号線より西側の区域に限る。）、木之子町（稲木川より北側又は田地より北側の区域に限る。）、下稲木町（県道二九〇号線より北側の区域に限る。）、西方町（稲木川より北側の区域に限る。）、青野町、井原町、大江町、上出部町、北山町、神代町、笹賀町、笹賀町一丁目、笹賀町二丁目、下出部町、下出部町一丁目、下出部町二丁目、高屋町（石谷川より東側かつ県道一〇三号線より南側の区域に限る。）、高屋町一丁目、高屋町二丁目、高屋町三丁目、高屋町四丁目、高屋町五丁目、七日市町、西江原町、野上町（県道二九一号線より東側かつ県道四〇七号線より南側の区域に限る。）、稗原町、東江原町、上出部町四季が丘、美星町黒木（星田川より南側の区域に限る。）、美星町星田、芳井町梶江、芳井町築瀬、芳井町与井及び芳井町吉井（市道追崎線及び追崎上野線より南側の区域に限る。）、浅口市（鴨方町鴨方、鴨方町小坂西、鴨方町小坂東、鴨方町地頭上（県道四六号線より西側の区域に限る。）、鴨方町鳩ヶ丘一丁目、鴨方町鳩ヶ丘二丁目、鴨方町鳩ヶ丘三丁目、鴨方町鳩ヶ丘四丁目、鴨方町深田、鴨方町本庄（県道四六号線より西側の区域に限る。）、鴨方町みどりヶ丘一丁目、鴨方町みどりヶ丘二丁目、鴨方町みどりヶ丘三丁目、鴨方町みどりヶ丘四丁目、鴨方町六条院中及び鴨方町六条院西の区域に限る。）、浅口郡里庄町（大字里見、大字新庄、大字新庄グリーンクレスト及び大字浜中の区域に限る。）及び小田郡矢掛町（浅海、江良、小田、里山田、西川面（星田川より南側の区域に限る。）、南山田（県道六四号線より西側の区域に限る。）及び本堀の区域に限る。）の区域

三

移動等の禁止の期間

平成二十七年一月十五日から当分の間